令和3年12月17日

第3回 医療・介護ワーキング・グループ (令和3年10月8日開催)資料

HPKIに関連した閣議決定

規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)

II 分野別実施事項

2. デジタル化に向けた規制の見直し

(14) 医療分野におけるDX化の促進

- a. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「電子処方箋の運用ガイドライン」(以下、本項において「ガイドライン」という。)について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号)において記名押印に代わるものとして認められている電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項の電子署名)の利用が可能である旨を医師法(昭和23年法律第201号)等の法令を踏まえ、規定する。その際、医療現場のニーズを踏まえ、電子署名の活用促進につながるようなガイドラインの内容を検討する。
- b. <u>処方箋等、医師等の国家資格の確認が必要な文書について</u>電子署名を利用する場合には<u>、当該資格の確認が必要であることを前提としつつ、従来から利用が推奨されているHPKIに加えて、</u>これ以外の電子署名の利用に資するよう、<u>当該資格の確認方法や確認する際の考え方について明らかにする。その際、医師等の国家資格の確認方法として、</u>電子署名を施す者及び電子署名を検証する者の双方にとって負担とならない方法についても、<u>医師法等の法令や医療現場のニーズを踏まえ検討する。</u>